

**ポイント** 別表5の2(2)付表の「確定分の当期発生税額」と「納税充当金の計算」の計算式

**(1) 「確定分の当期発生税額」の計算式**

法人税・地方 人税等の確定分 [4]	①上段(還付)：別表1の2(1)「この申告による還付金額(連結中間納付額(25))」+「この申告による還付金額(43)」を△表示 ②下段(納付)：別表1の2(1)「差引確定法人税額(16)」+別表1の2(1)「差引確定地方人税額(44)」
道府県民税の確定分[9]	<b>(1) 確定申告</b> ① 納付の場合：6号様式「納付すべき道府県民税額」 ② 還付の場合(別建表示(注))：第6号様式「納付すべき法人税割額(マイナスのみ)」+「納付すべき均等割額(マイナスのみ)」 ③ 還付の場合(相殺表示(注))：第6号様式「納付すべき道府県民税額(マイナスのみ)」 <b>(2) 修正申告</b> ① 納付の場合：6号様式(※「既に納付確定した法人税割額」+「納付すべき法人税割額」-「既に納付確定した法人税割額のうち中間分」)+(※「既に納付確定した均等割額」+「納付すべき均等割額」-「既に納付確定した均等割額のうち中間分」) ※別建表示の場合、計算結果がマイナスの場合は0で計算 ② 還付の場合：6号様式(※「既に納付確定した法人税割額」+「納付すべき法人税割額」-「既に納付確定した法人税割額のうち中間分」)+(※「既に納付確定した均等割額」+「納付すべき均等割額」-「既に納付確定した均等割額のうち中間分」) ※計算結果がマイナスの場合は、そのまま計算
市町村民税の確定分[14]	<b>(1) 確定申告</b> ① 納付の場合：20号様式「納付すべき市町村民税額」 ② 還付の場合(別建表示(注))：第20号様式「納付すべき法人税割額(マイナスのみ)」+「納付すべき均等割額⑰(マイナスのみ)」 ③ 還付の場合(相殺表示(注))：第20号様式「納付すべき市町村民税額(マイナスのみ)」 <b>(2) 修正申告</b> ① 納付の場合：20号様式の(※「既に納付確定した法人税割額」+「納付すべき法人税割額」-「既に納付確定した法人税割額のうち中間分」)+(※「既に納付確定した均等割額」+「納付すべき均等割額」-「既に納付確定した均等割額のうち中間分」) ※別建表示の場合、計算結果がマイナスの場合は0で計算 ② 還付の場合：20号様式の(※「既に納付確定した法人税割額」+「納付すべき法人税割額」-「既に納付確定した法人税割額のうち中間分」)+(※「既に納付確定した均等割額」+「納付すべき均等割額」-「既に納付確定した均等割額のうち中間分」) ※計算結果がマイナスの場合は、そのまま計算
連結法人税個別帰属額等の確定分[44]	個別帰属額の届出書の「連結法人税個別帰属額(14)」+連結地方人税個別帰属額(37)-別表5の2(2)付表の連結法人税個別帰属額等の「中間(当期発生額)」

(注)「相殺表示」とは、法人割額が還付・均等割額が納付のような場合に、両者を相殺した金額を「この申告により納付すべき市町村民税額(又は道府県民税額)」欄に表示する方法です。また、「別建表示」とは、納付額のみ「この申告により納付すべき市町村民税額(又は道府県民税額)」欄に表示する方法です。なお、「相殺表示」、「別建表示」は、メニュー502>市町村民税RP・都道府県民税RPの[納付税額の表示区分]欄で指定します。

**(2) 「納税充当金の計算」の計算式**

区分名	入力画面	
期首納税充当金(30)	メニュー201[連結個別利益積立金額]RP：[納税充当金]	
繰入額	損金経理をした納税充当金(31)	メニュー401[当期利益と納税充当金等]RP：[損金経理をした納税充当金]
	還付税金の納税充当金受入額(等)(32)又は適格合併等による受入額(32)	① メニュー401[連結法人税等・法人税等]RP、[法人住民税・事業税]RP：連結法人税等、法人税等、都道府県民税、市町村民税、事業税の[△充当金取崩] ② メニュー403[適格合併等による利益積立金額の引継]RP：[納税充当金]
取崩額	法人税額等(34)	メニュー401[連結法人税等・法人税等]RP、[法人住民税・事業税]RP：連結法人税等、法人税等、都道府県民税、市町村民税の[充当金取崩]
	事業税(35)	メニュー401[法人住民税・事業税]RP：事業税の[充当金取崩]
	損金算入のもの(36)	メニュー401[その他の税金]RP：利子税、延滞金、空欄[22・23]の[充当金取崩]
	損金不算入のもの(37)	メニュー401[その他の税金]RP：加算税等、延滞税、延滞金、過怠税、源泉所得税・外国税、空欄[29]の[充当金取崩]
	納税充当金の戻入による益金算入額(38)	メニュー401[当期利益と納税充当金等]RP：[納税充当金の戻入による益金算入額]
他	仮払税金消却(39)	メニュー401[仮払税金の繰越・消却・引継]RP：仮払連結法人税及び仮払連結地方人税、仮払法人税及び仮払地方人税、仮払都道府県民税、仮払市町村民税、仮払事業税、仮払諸税の[充当金取崩]